

一般社団法人日本アスレティックトレーニング学会  
利益相反規定

(目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人日本アスレティックトレーニング学会（以下本会）定款第 4 条に規定する事業を行う際に生じるおそれのある利益相反の弊害を適切に対処するため、利益相反関係の透明性を確保するとともに、その適切な管理を行うことを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 この規程の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本会定款第 5 条に規定する会員
- (2) 本会定款第 4 条に規定する事業で発表・講演・投稿する者

(利益相反の定義と基準)

第 3 条 利益相反（**Conflicts of Interest**: 以下「COI」という）とは、産学公連携活動等における私的経済的關係によって、本会における公的活動に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれるおそれのある事態をいう。

- 2 本規定において、産学公連携活動等における私的経済的關係とは本会以外の企業、法人・自治体組織、営利を目的とする団体（以下「企業等」という）から以下の各号のいずれかを受け取ることをいう。
  - (1) 役員、社員としての報酬（1 企業等からの報酬額が年間 100 万円以上の場合）
  - (2) 株式等による利益（1 企業等の株式利益が年間 100 万円以上、あるいは当該全株式の 5%以上所有する場合）
  - (3) 特許使用許諾および特許使用料（1 権利あたり年間 100 万円以上の場合）
  - (4) 講演料（1 企業等からの日当（講演料など）が年間 50 万円以上の場合）
  - (5) 原稿料（1 企業からの原稿料（印税を含む）が年間 50 万円以上の場合）
  - (6) 受託研究費、研究助成金、依頼試験料、実験器具等の物品（1 企業からの総額が年間 200 万円以上の場合）
  - (7) 奨学（奨励）寄附金（1 企業からの申告者個人または申告者の所属する組織あるいはその代表者へ支払われた総額が年間 200 万円以上の場合）
  - (8) 企業等が提供する寄付講座へ所属している場合
  - (9) 旅費、贈答品等（1 企業等からの総額が年間 5 万円以上の場合）
  - (10) その他上記に準じて COI のおそれがあると認められる行為

(倫理・COI 委員会)

第4条 利益相反関係の透明性の確保と適切な管理を確保するため、倫理・COI委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は次の人員をもって組織する。ただし委員会が必要と認めたとき、適任者を出席させることができる。

(1) 理事1名

(2) 委員長（代議員1名）

(3) 委員（10名以下）

3 委員会は必要に応じて委員会を開催することができる。

4 委員会は次の事項を審議する。

(1) COIに関する個別案件の調査、審議、対応措置に関すること

(2) COIに関する規定等の制定及び改善に関すること

(3) その他COIに関する重要な事項

5 委員会は審査結果を利益相反自己申告者へ通知あるいは勧告しなければならない。

6 委員会はCOIに関する必要な措置を講じることができる。

7 委員会活動に関与する者はその業務により知り得た一切の情報について、業務上での手続きにおいて必要な場合を除き、第3者に漏洩または提供してはならない。

（利益相反自己申告書の提出）

第5条 第3条第2項各号に該当する場合、当該事項に関わる者は委員会へ利益相反自己申告書を提出しなければならない。

2 利益相反自己申告書は提出の日から3年間、代表理事の監督下に法人の事務所で保管する。

3 3年間の保管期間を経過した利益相反自己申告書は代表理事の監督下において削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、当該申告者のCOI情報の削除・廃棄を保留できるものとする。

（学会、講演会、セミナーおよび機関誌におけるCOIの開示）

第6条 学会、講演会、セミナーおよび機関誌へ発表・投稿する筆頭演者は共同演者も含めて該当するCOI状態について開示しなければならない。

2 口頭発表の場合は発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に、ポスター発表の場合はポスターの最後に開示するものとする。

3 投稿の場合は謝辞欄（Acknowledgement）あるいは本文中の適切な箇所に開示するものとする。

附則

1 この規則は、令和2年11月9日から施行する。

利益相反自己申告書

一般社団法人 日本アスレティックトレーニング学会

令和 年 月 日

倫理・COI 委員会

委員長 殿

(申請者)

氏名 印

利益相反規定第 5 条に基づき、下記の通り申告いたします。

| 第 3 条第 2 項  | 金額                        | 該当状況 | 経済的利益関係の具体的内容・企業名称・金額 |
|-------------|---------------------------|------|-----------------------|
| (1) 役員・社員報酬 | 100 万円以上                  | 有・無  |                       |
| (2) 株       | 利益 100 万円以上・<br>全株式 5 %以上 | 有・無  |                       |
| (3) 特許権使用料  | 100 万円以上                  | 有・無  |                       |
| (4) 講演料     | 50 万円以上                   | 有・無  |                       |
| (5) 原稿料     | 50 万円                     | 有・無  |                       |
| (6) 研究費     | 200 万円以上                  | 有・無  |                       |
| (7) 奨学寄附金   | 200 万円以上                  | 有・無  |                       |
| (8) 寄付講座    | 企業の寄付講座に<br>属している場合       | 有・無  |                       |
| (9) 旅費・贈答品  | 5 万円以上                    | 有・無  |                       |
| (10) その他    |                           | 有・無  |                       |

一般社団法人 日本アスレティックトレーニング学会

利益相反に関する審査結果通知

令和 年 月 日

申請者

殿

日本アスレティックトレーニング学会  
倫理・COI委員会  
委員長

年 月 日付で申請のあった事項についての審査結果を通知します。

|       |               |
|-------|---------------|
| 申請者   | 氏名：<br>所属：    |
| 申請内容等 |               |
| 審査年月日 | 年 月 日         |
| 審査結果  | 勧告事項無し 勧告事項有り |
| 留意事項等 |               |